

レンタサイクル利用規約

この利用規約は、山ノ内町観光連盟（以下 当会）が運営管理するレンタサイクルについて、お客様（以下 利用者）に遵守していただく事項について規定しています。利用者は、この利用規約に同意の上、レンタサイクルを利用していただくことになります。

1. 利用申し込み

利用申し込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 電話予約（原則ご利用日前日まで）
- (2) 当会窓口での申込み

利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポートなど顔写真があるもの）を提示してください。提示いただいた身分証明証は複写させていただきます。

利用申込書の代表者は18歳以上の成人の方に限らせていただきます。

2. 利用時間

貸出・返却ともに当日9時～17時までとします。利用時間を過ぎる場合、必ず当会へご連絡ください。

3. 貸出及び返却場所

貸出・返却ともに当会へお願いします。乗り捨てすることはできません。

4. 利用料金

利用料金は、2時間1,200円、4時間2,000円、8時間（1日）3,000円とします。

※返却時間を超えても返却されない場合、遅延料金をいただきます（30分毎500円）

利用料金の支払いは現金のみとします。

5. 利用条件

身長150cm未満のお客様ご利用いただけません。

6. 自転車の故障

利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただきます。故障した場合は当会までご連絡ください。

7. 自転車の盗難

ご利用期間中に自転車から離れる場合は、必ず自転車の鍵を施錠してください。利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに当会まで連絡してください。

無施錠放置等、利用者に起因する事情により、盗難、紛失した場合は、損害賠償を請求する場合があります。

8. 事故

利用者の自転車の操作誤り等で歩行者等、第三者の身体・物に損害を与えた場合、当会で賠償を負うものとなります。（1台につき1億円まで。その金額を超過した場合は利用者負担となります。）

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、当会に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。

9. 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

10. 規約等の変更

当規約・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。